

### 1 女性のチャレンジ支援策の推進

各地域においてモデル事業として、引き続き、「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」を実施するとともに、女性のチャレンジを支援する担当者研修を行うなど、女性のチャレンジを支援していく。

また、「若者自立・挑戦プラン」の男女共同参画の観点を踏まえた取組みとして、関係省との連携・協力の下、新たに女性若年層の就業促進を目的とした広報啓発事業として、地域の女性センターにおける女性若年層向けセミナーの開催、ジョブカフェと連携した講師派遣・チャレンジ支援関連広報活動の実施等を行う予定である。

また、農林水産省においては、引き続き、女性の社会参画・経営参画を促進するため、地域における女性の参画目標の設定、女性の能力向上に向けた研修、出産・育児期の女性農業者支援、情報提供の強化等を総合的に実施していくこととしている。

さらに、経済産業省においては、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫を通じた、優遇金利適用や担保徴求免除の特例等を旨とする融資制度により、引き続き、女性を含めた開業・創業の支援を行っていく。

### 2 男女の均等な機会の確保対策の推進

積極的な行政指導により雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の履行確保を図るとともに、個別紛争の迅速な解決を図るため、都道府県労働局長による援助及び機会均等調停会議による調停を行う。ポジティブ・アクションについては、企業に対する促進施策を積極的に展開する。

また、「女性と仕事の未来館」においても、セミナーや情報提供を行う等、引き続き働く女性を支援していくこととする。

### 3 パートタイム労働対策の推進

改正パートタイム労働指針に具体化されたパートタイム労働者と通常の労働者との均衡を考慮した処遇の考え方の社会的な浸透・定着を着実に進めていくため、均衡処遇の考え方の周知に努めるとともに、先駆的な取組みを行う事業所を支援し、その取組みを業種・地域に波及させる。

### 4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

平成17(2005)年4月より全面施行される次世代育成支援対策推進法に基づき、できるだけ多くの企業等によって仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるため、「一般事業主行動計画」の策定・届出が行われるように啓発・指導を行うとともに、企業

等における自主的な取組みを支援する。

また、平成17(2005)年4月より施行される改正点を含めた育児・介護休業法の着実な履行確保を図るほか、仕事と家庭とを両立しやすい雇用環境の整備に積極的に取り組むファミリー・フレンドリー企業の普及促進、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を電話やインターネット等により提供するフリーフリー・テレフォン事業の推進を引き続き図っていく。また、育児・介護等のために退職した者に対して、キャリアコンサルタントによる相談の実施等、再就職の準備のための計画的な取組みを支援する「再チャレンジサポートプログラム」等によるきめ細かい支援を実施する。

## 5 両立支援ハローワーク

全国12か所に設置されている両立支援ハローワークにおいて、引き続き、母子家庭の母等、育児、家事、介護等の制約条件を抱えつつ職業に就こうとする者に対し、職業生活と家庭生活との両立が容易になるよう支援しながら、就業希望登録、離職期間中の職業情報の提供、職業講習、きめ細やかな職業相談・職業紹介等を行うとともに、就業希望登録制度を実施する。

## 6 無料職業紹介事業者研修会

母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、職業相談・職業紹介に係るノウハウ等を無料職業紹介事業者に提供する無料職業紹介事業者研修会を行う。

## 7 行動計画に基づく次世代育成支援対策の推進

平成15(2003)年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体は、平成17(2005)年4月の施行に併せて母子家庭の自立支援施策を盛り込んだ行動計画を策定した。地方公共団体は、この行動計画に基づき、次世代育成支援対策を推進することとされている。